

一般社団法人埼玉県ジュニアバスケットボール連盟

定 款

平成27年6月20日 作成

平成27年6月23日 公証人認証

平成27年6月25日 設立

平成27年7月19日 変更

一般社団法人埼玉県ジュニアバスケットボール連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人埼玉県ジュニアバスケットボール連盟と称し、SJBと略称する。(以下、本連盟という。)

(事務所)

第2条 本連盟は、主たる事務所を埼玉県さいたま市見沼区に置く。

2 本連盟は、理事会の決議によって、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、埼玉県における中学生・ジュニアユースのバスケットボール競技の健全なる普及、発展を図り関係団体と連携し、もって埼玉県民の心身の健全な発達とスポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中学生・ジュニアユースのバスケットボール各種大会開催事業
- (2) 中学生・ジュニアユースのバスケットボールの普及発展広報のための事業
- (3) 中学生・ジュニアユースのバスケットボールの技術の向上と強化育成事業
- (4) 中学生・ジュニアユースのバスケットボール指導者養成事業
- (5) バスケットボールの規則の普及と審判員養成事業
- (6) 公益財団法人日本バスケットボール協会及び一般社団法人埼玉県バスケットボール協会に埼玉県中学生チームを代表して加盟し活動する事業
- (7) その他本連盟の目的を達成する為に必要な事業

第3章 会員(種類)

第5条 本連盟に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本連盟の目的に賛同して入会した個人又は法人。
 - (2) 賛助会員 本連盟の事業を賛助するため入会した個人又は法人。
 - (3) 特別会員 本連盟に功労のあった者、又は学識経験者で理事会から推薦され、総会において承認された者。
 - (4) 登録会員 第44条第1項各号に規定するチーム・団体または個人
- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下

「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 特別会員に推薦されたものは、本人の承諾をもって会員となる。

3 登録会員として入会しようとする者は、理事会が別に規定する所定の手続きをもって入会するものとする。ただし、第44条第1項第1号及び第2号に該当する登録会員は、公益財団法人日本バスケットボール協会の定めるインターネットを利用した登録システムによる所定の手続き(以下「チームJBA登録」という。)を行ったときに入会したものとみなす。

(会費等)

第7条 正会員は、総会の決議がある場合は会費等を納めなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 登録会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。但し第44条第1項第1号及び第2号に該当する登録会員は、第45条に定める加盟登録料を納入したときに当該会費を納入したものとみなす。

(会員名簿)

第8条 本連盟は、会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出し、理事会の承認を経て任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会における正会員の決議によって、当該会員を除することができる。この場合においては、その会員に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本連盟の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当する場合には会員たる資格を喪失する。

(1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

(2) 第7条における支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(3) 後見または保佐開始の審判を受けたとき。

(4) 登録会員が継続してチームJBA登録を行わないとき。

(5) 総正会員が同意したとき。

(拋出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員がすでに納入した拋出金品があった場合、拋出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項及び法令で定められた事項を決議する。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (2) 監査報告
- (3) 定款の変更
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項及び理事会が付議する必要があると認めた事項

(開催)

第15条 本連盟の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 正会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。但し全正会員の同意がある場合は、招集手続きを省略することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故等による支障があるときは、総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において書面表決者又は表決委任者は、会議に出席したものとみなす。

(決議)

第19条 総会の決議は、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数による特別決議をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事並びに正会員の中から選任された議事録署名人は前項の議事録に記名押印し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(総会の決議および報告の省略)

第21条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

第5章 役員

(役員の設定等)

第22条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。理事長は副理事長を3年以上の経験した者を原則とする。

- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 理事のいずれか1人とその親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別な関係にある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を組織し、法令及びこの定款で定めるところにより、本連盟の職務の執行に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本連盟を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事会の決議に基づき理事長を補佐し本連盟の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行状況と、本連盟の財産の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本連盟の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事は総会の決議により、監事は総会の特別決議により解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会で別に定める報酬等の支給の基準に従って報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務執行のために要した費用を弁償することができる。

第6章 顧問

(顧問)

第29条 本連盟に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議に基づき、理事長が委嘱する。

- 3 顧問は、理事長及び理事会の諮問に応じる。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第30条 本連盟に理事会をおく。

- 2 理事会は、すべての理事及び監事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本連盟の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督。
- (3) 理事長、副理事長の選定及び解職。

(開催)

第32条 理事会は毎年4回開催するほか、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 法令の定めにより、監事から招集の請求があったとき。
- (4) 理事長、副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を明確にし、書面又は電磁的方法により少なくとも開催日の7日前に通知しなければならない。但し、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催できる。

- 3 理事長は、前条第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故等による支障があるときは、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会には本人が必ず出席することとし、書面決議若しくは代理人による委任決議は認めない。
- 3 前2項の規定に拘わらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案

した場合において、決議に加わることができる理事の全員が当該議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 専門部

(専門部)

第37条 本連盟の事業遂行のため、専門部を置き、専門部の各種事業を総括し、事務局との連絡及び調整にあたるものとして部長を置く。

2 部長は、理事会において選定する。

3 専門部の組織及び運営に関する規定は理事会において別に定める。

第9章 支部

(支部)

第38条 本連盟の事業遂行のため、地区ごとに支部を置く。

2 支部の各種事業を総括し、事務局との連絡及び調整にあたるものとして支部代表を置く。

3 支部代表は、理事会において選定する。

4 支部の組織及び運営に関する規定は理事会において別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第39条 本連盟の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員は理事会が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第10章 会計

(事業年度)

第40条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本連盟の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し理事会の承認を得る。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第43条 本連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

第11章 加盟登録及び加盟登録料

(加盟登録と保険加入義務)

第44条 本連盟が主催する大会、強化練習会、クリニック、合宿、遠征等の事業に参加する下記のもの、本連盟に加盟登録しなければならない。

(1) チーム

(2) 競技者

(3) チーム責任者(顧問や外部コーチ等直接指導に携わるもの)

2. 加盟登録する競技者及びチーム責任者(顧問や外部コーチ等直接指導に携わるもの)は、本連盟が推奨する「スポーツ安全保険」へ加入しなければならない。

3 加盟登録する競技者及びチーム責任者(顧問や外部コーチ等直接指導に携わるもの)は、万一事故が発生したときは、「スポーツ安全保険」をもってこれに当たるものとし、本連盟は賠償責務を負わないことを予め了解する。

4 加盟登録されたチームに所属する競技者は中学生に限る。

5 本連盟への二重登録は認めない。

(加盟登録料)

第45条 前条第1項第1号及び第2号に該当する者は、総会において別に定める下記の加盟登録料を納付しなければならない。

(1) チーム：本連盟加盟料

(2) 競技者：本連盟登録料

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款を変更するときは、総会の決議を経なければならない。

(解散)

第47条 本連盟は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(剰余金の分配)

第48条 本連盟は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第49条 本連盟が清算をする時に有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告)

第50条 本連盟の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 雑則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、本連盟の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(法令の準拠)

第52条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

第15章 附則

1. 本連盟の最初の事業年度は、本連盟の設立の日から平成28年3月31日までとする。
2. この定款は平成27年6月25日から施行する。
3. この定款は平成27年7月19日から施行する。

以上、一般社団法人埼玉県ジュニアバスケットボール連盟の現在定款に相違ないことを証し、代表理事が以下に記名押印する。

平成28年 4月 1日

代表理事 田口 智靖